

議事日程第 5 号

令和 6 年 9 月 1 0 日（火）

第 1 議案上程（議案第 5 8 号から第 7 0 号まで）

議案説明、質疑、常任委員会付託

第 2 予算特別委員会設置、付託

第 3 決算特別委員会設置、付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（1 4 人）

1 番	吉 田 清 孝	2 番	古 仲 清 尚	3 番	鈴 木 元 章
4 番	安 田 健次郎	5 番	吉 田 洋 平	6 番	蓬 田 司
7 番	船 木 正 博	8 番	佐 藤 誠	9 番	畠 山 富 勝
1 0 番	進 藤 優 子	1 2 番	太 田 穰	1 3 番	三 浦 利 通
1 4 番	小 野 肇	1 5 番	田 井 博 之		

欠席議員（2 人）

1 1 番	笹 川 圭 光	1 6 番	小 松 穂 積
-------	---------	-------	---------

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	沼 田 弘 史
副 事 務 局 長	濱 野 美紀子
主 席 主 査	中 川 祐 司
主 事	菅 原 優 美

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠

総務企画部長	鈴木 健	地域づくり推進監 兼 防災 監	八 端 隆 公
市民福祉部長	田 村 力	観光文化スポーツ部長	杉 本 一 也
産業建設部長	湊 智 志	建設 技 監	佐 藤 透
企 業 局 長	畠 山 隆 之	企画政策課長	高 桑 淳
総 務 課 長	平 塚 敦 子	財 政 課 長	天 野 秀 一
福 祉 課 長	北 嶋 三 世	生活環境課長	岩 谷 一 徳
子育て健康課長	濱 野 浩 孝	観 光 課 長	木 村 高 志
農林水産課長	夏 井 大 助	病院事務局長	原 田 徹
会計管理者	湊 留美子	教育総務課長	村 井 千鶴子
学校教育課長	笹 渕 美 穂	選管事務局長	(総務課長併任)
監査事務局長	佐 藤 一 明	農委事務局長	鎌 田 重 美
企業局管理課長	目 黒 一 人	ガス上下水道課長	斉 藤 清 彦

午前 10 時 00 分 開 議

○副議長（船木正博） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

小松穂積議長、笹川圭光議員より欠席の届出があります。

議長が欠席のため、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、私が議長の職務を執り行います。

○副議長（船木正博） 本日の議事は、議事日程第 5 号をもって進めます。

日程第 1 議案第 58 号から第 70 号までを一括上程

○副議長（船木正博） 日程第 1、議案第 58 号から第 70 号までを一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

田村市民福祉部長の説明を求めます。田村市民福祉部長

【市民福祉部長 田村力 登壇】

○市民福祉部長（田村力） おはようございます。

市民福祉部関連の議案について御説明いたします。

議案書の 7 ページをお願いいたします。

初めに、議案第 63 号男鹿市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等において交付することができることとするため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、8 ページをお願いいたします。

新旧対照表ですが、第 9 条は、印鑑登録証明書の定義を詳細に改めたものでございます。

第 10 条は、見出しを「窓口における印鑑登録証明書の交付」に改め、改正前第 2 項を第 3 項とし、新たに第 2 項を追加し、窓口において個人番号カードを提示し、暗証番号を入力して印鑑登録証明書の交付を申請できることとするものであります。

改正後の第 3 項は、個人番号カードが添付された場合の交付手続を追加するものであります。

次のページ、９ページをお願いします。

第１０条の２は、多機能端末機に個人番号カード等を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請できる規定を追加するものです。

施行期日は、規則で定める日とします。

議案第６３号男鹿市手数料条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。

次のページ、１０ページをお願いいたします。

次に、議案第６４号男鹿市手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、個人番号カード等を利用する各種証明書の交付申請の制度導入に伴い、交付手数料を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、１１ページをお願いいたします。

新旧対照表ですが、第７条は、第３項を追加し、コンビニ交付で発行される各種証明書の交付手数料は免除とならない例外規定を定めるものです。

別表、第２条関係の３１、住民票の写しの交付及び次のページの３４、住民票の附表の写しの交付に係る手数料の金額を、「１枚につき２００円、１枚増すごとに５０円を加算する」といったものから、「１通につき２００円」と改めるものです。

また、前のページ、３３、戸籍の附票の写しの交付、次ページ、３６、戸籍の附票の除票の写しの交付は、「１枚につき」を「１通につき」と表記を改めるものでございます。

施行期日は、規則で定める日となります。

議案第６４号男鹿市手数料条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。

次のページ、１３ページをお願いいたします。

議案第６５号男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、国民健康保険法の一部改正に伴い、条項を引用する関係条文を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

次のページ、１４ページをお願いします。

新旧対照表でございます。

令和6年12月1日をもって健康保険証が廃止されることに伴い、国民健康保険法の条文から、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削除されるため、本条例中、第11条に規定する同法に基づく過料についても、同様の関係部分を削除するものです。

施行期日は、令和6年12月2日となります。

議案第65号男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。

次のページ、15ページをお願いいたします。

議案第66号男鹿市斎場条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、男鹿市斎場大規模改修に伴い、斎場使用料の料金体系を改めるため、本条例の一部を改正するものです。

次のページ、16ページをお願いします。

新旧対照表ですが、第6条は、本市住民の使用料を無料に改めることに伴い、本市住民の使用料免除規定を削除するものであります。

別表、第5条関係では、使用区分は、大人（10歳以上）、子ども（10歳未満）をそれぞれ、13歳以上の者、13歳未満の者に改め、医療汚物等と霊安室は大規模改修工事により設備が廃止されることに伴い、それぞれ削除し、使用料につきましては、定住施策、住民サービスの一つとして本市住民を無料とし、本市住民以外は記載のとおり増額するものでございます。

施行期日は、令和6年11月1日とするものでございます。

議案第66号男鹿市斎場条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。

次のページ、18ページをお願いいたします。

議案第67号男鹿市保育園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、令和7年4月1日から保育所型認定こども園「船越こども園」及び小規模保育事業所「わかみベビー園」を開園することに伴い、各保育園の名称及び位置を定めるほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、19ページをお願いいたします。

新旧対照表ですが、第１条は、第２項「小規模保育事業所」を新たに追加するものであります。

第２条は、見出し中、定員を削除し、今後の定員の規定は、規則において規定するものとしたします。

第４条から第８条までは、園長の下に副園長を追加し、その他記載のとおり文言等を整理するものであります。

別表第１は、「船川保育園」を「船川こども園」に名称変更、「船越」「五里合」「若美南」「玉ノ池」の４保育園を廃止し、「船越こども園」に統合、「わかみベビー園」を新たに追加するものでございます。

別表第２は、認定こども園を規定するもので、記載のとおり改正変更するものでございます。

議案第６７号男鹿市保育園条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。

次のページ、２２ページをお願いいたします。

議案第６８号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について御説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正による被保険者証の廃止に伴い、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、２３ページをお願いします。

新旧対照表ですが、別表第１、第４条関係の、改正前の「被保険者証及び資格証明書」から「被保険者証」を削除するものであります。

施行期日は、令和６年１２月２日となります。

議案第６８号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての説明は以上でございます。

以上、議案第６３号から議案第６８号まで、よろしく御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（船木正博） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。13番三浦利通議員の発言を許します。13番三浦利通議員

○13番（三浦利通議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま提案されております議案関係で、議案第66号斎場条例改正について、若干質問いたしたいと思います。

先ほど田村部長のほうから御説明ありましたが、特にこの条例改正案、改修した斎場の料金改定、特に利用料を無料にすることと併せて、今後の行政サービス上の市民負担の在り方、財政の健全化推進と絡め合わせて若干議論いたしたいと思います。

現在、さっき説明なされた田村部長、前に財政課長、何年なる、七、八年ぐらい前だか、それから、その後、企業局の局長もなされていたというようなことで、私は職員の中では、今言ったような経歴からして、行革の推進、さらには、企業局というのは、御案内のように市民が直接それぞれの事業において自分たちの料金が発生する、市民負担を敏感に捉えて仕事をなさる部局だっているようなことで、そういった面では、そういう関係については、職員多い中で大変田村部長は、財政とか市民負担の部分については極めて詳しいっていうか、精通している職員の一人なのかなと、日頃一目置いてるところです。

で、今回の改正案、我々議会の中でも議員のほうから、いやあ火葬場の利用料金が高すぎるとか何とかせってというような声は、ほとんど聞かされませんでした。また、市民サイドにおいても、そういう要望っていうか、御意見っていうのは、ほとんど聞かされない状況で推移している中で、今回、特にこういう条例改正の進め方として、春先に、6月定例会において上水道の料金改定がなされましたけれども、あの際は事前に全員協議会もやられていたし、それから担当の常任委員会でも何回か議論をして、ああいうふうな中身で決定された経緯があります。

で、今回1点目として、市民負担にかかる施策の大きな変更というのは、今言ったように対議会との協議が事前になされてやられてきたっていう、そういう経緯があるわけですが、たまたま今回は担当委員会、定例会の直前に1回、協議会がなされた。しかし、後から聞くと、質疑がほとんどというか全然なかったという。もしかしたら私が思うのは、あ、これは市民負担ゼロにすることだからいいことだっていうこ

との理解で、あえて質問なさらなかったのか、逆にまたよ、こんなことやるのかっていうようなもう言語道断で、話をする、質問するのがあほらしいという受け止め方をしたのか、よく分かりません。で、先ほど言ったような対議会との調整っていうか、協議っていうのは、なぜなさらなかったのか。ただ一方で、議長もしくは担当委員長あたりのほうに、まあ担当者のほうから、実はこういうふうな考え方で当局は進めようとしてるっていうぐらいの、そういうあらかじめ話をなされておったのかどうか。そうだとすれば、なぜ小松議長、今日おらないわけですけども、いやいやこれは、例えば全員協議会でもやるように段取りしてけれっていうようなことの要請等、なぜなさらなかったのか。その辺がちょっと私からすれば、取り運びにおけるお粗末っていうか、議会軽視っていうか、強引な手法でねえがっていうような感じも致しかねない、その辺の真意についてちょっと部長のほうからお聞かせください。

次に、2点目として、市民の利用料を無料にすると、その妥当性っていうか、背景、理由っていうのはどういうことなのか。その辺についてもお聞かせください。

先月の議案等説明会の中で、私も今言ったようなことで初耳で全然そういう情報等も得られてなかったのも、担当部長とも若干やり取りしましたがけれども、その後に担当課長のほうから説明したいっていうことで説明を受けました。で、資料も課長のほうで持ってきて、いろいろお話してもらいましたけども、1枚目の男鹿市斎場の利用料金について、大きい字で「誕生から永眠まで」「おめでとうからありがとうまで」、これどっかの葬儀屋のチラシ、これ参考っていうか、そのままこれ書いたんでないかと。私からすれば、斎場の料金改定において、こういうふうな行政サービスの主張をするというのは、ちょっと理解に苦しむ。むしろ老人の方々が存命中に、なぜ心豊かな生活を送ってもらうような施策も、今も展開してるし、さらにこの後も拡大展開するというような、そういうふうなことであるべきなんでねえがなっていう気がします。まあそれは私だけの考え方かもしれません。まず2点目は、その辺についてお聞かせください。

それから、3点目ですけども、これはある面では田村部長より鈴木部長のほうからお答えいただいたほうが正確かと思います。

以前から、財政の健全化、規律遵守というのは、まあ当局はもちろんです、いろんな機会でご我々議会のほうからもそういう考え方の主張っていうような、ずっとなされ

ておるわけですがけれども、今、御案内のように、ここ数年で、まあちょっと早い時期の庁舎の改修、さらには船越保育園、そして船越小学校、そして今回のこの斎場の改修、限りなく箱物に集中して事業が進められております。箱物っていうのは、資材の高騰等もあって相当な財政投資をしている。恐らく総額四十数億、50億近い市債を抱えて、この後まずその償還等で市も財政面では頑張っていかなければいけないっていう状況にあらうかと思います。たまたま決算資料を見ますと、前年度に比較して4億5,996万円の市債の増加がなされていると。そういうふうな金額が示されておりました。

で、そういう状況下においては、鈴木部長、やっぱり今まで以上に行財政改革を推進していかなければ、市長が市民に選挙等で約束した公約っていうのは、財政的な理由で容易に取り組めない、進めない、さらには、議会、議員の方々からいろんなやっぱり地域要望を背中にして御提言があった場合でも、同じように財政の理由でそれができないっていうような状況が出てくるのではないかなという気がしております。で、そういう面では、やっぱり今回のこういう市民負担をゼロにすると。こんなことをやっていたんでは、とてもじゃないが、先ほど言ったような肝心の優先してやらなければいけないまちづくり、施策・事業というのは展開できねえっていうこと、誰が考えても明らかなんでねえがなっていうような、行革上の観点から捉えた場合でもそういうふうな課題が生じる条例改正案ではないかなっていうような捉え方もあると思います。担当部長として、ひねくれた言い方をすれば、当面は男鹿市というのは行財政改革には蓋をして、いけいけどんどんでやっていくっていう手法を取るっていうことの理解でよろしいかどうか、ちょっとお聞かせください。

以上です。

○副議長（船木正博） 田村市民福祉部長

【市民福祉部長 田村力 登壇】

○市民福祉部長（田村力） 1点目の御質問、進め方がお粗末、まあ強引、拙速ではないか、そういった御指摘でございます。

今回これ、市民負担に関わる施策ではありますけれども、まず市民に負担を求めるものではないこと、それと、さきの委員会協議会を開催した際も特に御意見等もなかったことから、大筋合意は得られるのではないかと、そういったことで今回このよう

な形で提案した次第でございます。

しかしながら、まずよくよく考えれば、財政面、あるいは施策・事業の本質に関わる部分ではございますので、本来であれば全員協議会など広く議員の皆様から御意見を伺うべきところであったということで反省しております。御指摘を真摯に受け止めて、今後はこのようなことのないよう努めてまいります。

2点目、利用料金を無料にする妥当性についてでございます。

斎場は他の施設と違いまして、人によって利用頻度が違う、あるいは特定の人利益を享受するといった施設ではございません。人の一生のうち1回限り、1回しか使えない施設でありますので、ある意味極めて公平に使われる施設ではないかと考えます。とすれば、受益者負担の割合を低く設定、市民は無料化し、より多くの公費を投入し、市民全体で支えるという考え方もあるのではないかと考えてございます。

それで、この施策は、現在男鹿市に住んでいる方々が、このまち住み続けたい、このまちで一生を終えたい、そういった地域づくりを目指すに当たりまして、様々積み重ねる施策のうちの一つ、一手と考えております。それで、先ほどありました「誕生おめでとうから永眠ありがとうまで」、これをキーワードに、地域のために尽くしていただいた方々に安心して人生を最後を迎えていただきたい、地域を愛する者として親、祖先に敬意を払う、そういったメッセージを込めた、全世代に向けた住民サービスと考えてございます。

3点目は、鈴木部長のほうからということでお願いいたします。

○副議長（船木正博） 鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） 私からは、財政の健全化、財政規律という観点から、今回の条例改正についての考え方、この後、市の市民負担の在り方についての考え方ということで御説明させていただきます。

まず、一番初めに、財政の健全化、財政規律の確保というのは非常に重要なものであるという認識は、こちらはいささかも変わってございません。以前から財政状況が厳しい時期、現在は、例えば将来負担比率などでは、令和5年度の決算で25.7と、昔は100をはるかに超えていた状況です。この比率が350を超えると財政の健全化の団体になるということですから、そういった数値から見ると、現時点で

は大分下がってる状況ではございますが、御指摘のとおり、ここ数年、大規模な公共投資などもございますので、これは決して安心しているという状況ではないということとは御理解いただけてると思います。ですので、行財政改革については、不断の取組を行うというのは基本の考え方でございます。

しかしながら今回ですけれども、この提案をする理由については、ただいま田村部長のほうからお答えしたとおりでございます。その中で、市の中でもこれについては必要な取組ではないかというところで決められた施策でございまして、例えば、最近水道料金の改定などもしてございます。これについては、ものによりまして地方公営企業のように独立採算が求められるものもございまして、斎場などの日常生活に必要で、市場原理によってはなかなか提供されにくい施設、公益的な事業と、そういったものもございまして。そうしたものを一律に負担増または負担の軽減を図ると、市全体でそういった方向にかじを切ると、そういったものではなくて、その行政サービスごとに検討していくべきというふうに考えております。ですので、今回こちらの斎場の市民向けの無償化について、この後、安易にほかの行政サービスにこれもつなげていくと、そういったことは考えてございませぬので、よろしくお願いいたします。

○副議長（船木正博） 再質疑ありませんか。13番三浦議員

○13番（三浦利通議員） 鈴木部長、確かに特別会計、独立採算的な尺度で見るとあれではないんですけれども、さっき言ったように、特に市民サイドから今まで何も異論も何もない、そういう、引下げとか無料化とかってそういう要望もないことをなぜやる必要があるのかと。で、さっきからずっと言ってる、片や、この後いろんな将来的なそういう負債等の関係、それからもう一つは、大事なことは、市の姿っていうのは将来的に人口減、イコール市税とかってっていうのは伸びていく要素はほとんど見当たらない。逆に行政サービスで男鹿市っていうのは、残念ながらこの広い半島で極めて効率が悪い。他の市町村、前に田村部長も言ったのは、他の市町、県内4市町村が無料化です。ところが秋田市も旧南秋地区も、港持ってるわけでないし、漁業があるわけでないし、環境さそんなに力入れてないと。そういう状況なので、まちづくり的なその中身が全然異なると。男鹿市っていうのは、まあ市長を先頭にして観光に相当やっぱり基幹産業の一つだっていうようなことで力を入れて、相当財政的な面では投資をしていると。漁業についても、今言ったようなしかりだと。そういうふうな、男鹿

市っていうのはほかと一緒にできない要素、特徴をやっぱり抱えているっていうことを頭に入れてかからないといけない。で、これからもそういうまちづくり、様々な施策を展開する中でも効率の悪さっていうのはなかなか容易に解消できない、残念ながらそういう状況にあらうかと思います。ですから私は、やっぱり多少市民負担、公正な形の中で市民負担を求めるべきはきちっと求めて、その代わりもっと重要性のある将来的に必要な施策を、財政に余裕をもたせてそういうものを展開する。その考え方がやっぱり従来以上に強く持たなければ、男鹿市っていうのは絶対発展しないんでねえがなっていう気がしますので、まあこんな形で力説してるわけです。

で、少なくとも職員の幹部の皆さんは、仮に菅原市長は選挙やる人ですから、ややもすればほれ、これもやりたい、あれもやりたい、そういうときには、いやいや市長待ってけれと、そういうブレーキをかける役割っていうのが幹部職員には求められているんでねえがな。そのことが将来的に市の利益につながる。正常な男鹿市の発展につながっていくと私はそう思います。そういう観点で今回は、まあ進め方には問題あったし、中身的にもやっぱり禍根を残すとは言わないけれども、ちょっとやっぱり考えてみる必要があったんでねえがなっていう気がして、今いろいろとしゃべりましたけれども、まあこの後、所管の担当委員会のほうでまた様々な議論も展開されるかと思っていますので、まあそういった動向等も見極めたいと思います。

あと、副市長、特に反論、御意見がありましたらお聞かせください。

○副議長（船木正博） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 反論、御意見ではなくてですね、今、各部長からお話しましたけど、ちょっとまとめて経緯等も含めて少しお話させていただきたいと思います。

三浦議員から非常に厳しい御意見を頂戴しました。御指摘のとおり、本市の財政状況、将来を見通した場合に、今議員からも話ありましたように、歳入では人口減少、少子化ですね、市の税収はこれは当然下がっていきますし、国からの仕送りも、そうしたものがベースになって算定されますので、だんだん減っていくだろうと。そうした一方で、歳出では、今想定されるだけでも医療、介護、福祉、そうした社会保障関連の経費は上がっていくだろうと。公共施設、文化会館あります。それから体育館もあります。病院もあります、今かかってますけども。そうした公共施設の修繕費、

維持管理、これも上がっていくだろうと。あと道路、上下水道、さつき議員からも話ありましたように、半島の周辺部に集落が点在してるってということで非常に延長が長くなるということで、その維持管理費も他の市町村には比べようもないくらい上がっていくだろうと。消防、ごみ等の生活環境もこれは増えていくだろうと。かてて加えて、やはりうちの市はですね、子育て今、環境日本一ということで頑張ってますし、それから観光等にもやはり予算がかかっていくだろうということで、ほかの市町村に比べても非常にこれから窮屈になると、これ目に見えてることでございます。

ですから、総務企画部長が話しましたように、この後の財政運営、これまでも増してやはり不要不急の事業というものをしっかりと見直しして、財政規律を堅持しながら、当然投資すべきところは投資します。ただその一方で、やっぱり我慢するものはしっかりと我慢するといった姿勢で、まあ間違ってもたがが緩むようなことがないように、やっぱり覚悟を持って財政運営していかなければいけないというように思っております。

議員から、周辺市町村とは違うんだという話もありました。我々も斎場の利用料を見た場合に、周辺市町村、全部無償化になってます。無料になってます。本市のみ有料ということで。ただ、そのこと自体は一応参考にはさせてもらいましたし、調べはしましたけども、そのことをもってだけでですね、今回の有償化に踏み切ったということではありません。当然自治体の置かれた状況も違いますし、その右倣え、横並びということは、当市では市政運営の基本にはしてございません。これは議員の皆さんも多分御理解いただけたと思います。コロナの交付金で、ほかの市町村が、周りの市町村みんな商品券配布やりましたけれども、うちはそうしたばらまきはしないと。一番困ってるところに優先的に支援するんだということで、議会のほうからも御納得をいただいたところでございます。周りが無料だからといって何でもかんでも無料にするということではないということだけは御理解いただきたいと思います。

では、そうした中で、なぜ無償化するのかということで、先般の3月議会、それから6月議会、特に人口問題の議論の中で、市長のほうから今後の市政運営、もちろん人口減少のスピードを緩める、この努力は不断に続けるんだと。ただその一方で、今住んでる人たちを大切にしたいと。男鹿に住んでよかったと、そう思えるようなですね、市民の生活の満足度を上げるっていいですか、幸福度を上げるっていいですか、

そうした地域づくりを進めたいというふうなことを何度か市長のほうから申し上げてございます。端的に申し上げれば、今回のその斎場の使用料を無償化することも、これも今回その取組の一つだと。要すれば、さっき部長から話ありましたように、男鹿に住んで、亡くなったときに誰もがお世話になる斎場の利用について、市民全員でありがとうといったそうした思いを込めて無償化にしようとするもので、男鹿に暮らして、男鹿を安住の地として一生を終えられた方に対して、存命中はもちろんですよ、存命中はもちろんですけども、いわば最後の定住・永住のサービスであると。そうしたことでの今回の無償化でございます。

もちろん今回の見直しに当たって、庁内で相当議論ありました。賛否両論様々意見が出ました。私自体も、実は最初に部局から上がってきたときに、いやいや4億かけて施設を新しくしたんだろうと。サービス向上なるやなど。引上げの間違いでないかといったことも覚えてございます。上げることはあっても無償化っていうのはちょっとちょっと論点違うんでないかということを行ったことも事実であります。その後、けんけんごうごう議論を交わしまして、最終的に、今は人口減少が急速に進んで、本市が消滅可能性自治体とか様々、限界集落もあるだとか言われてますけども、そうした中で、男鹿に住む方に対して、だびに付す最後のときまでやっぱり大切にすると、大切にしたいんだと、そうした思いからの無償化であれば、これは議員の皆さんからも市民の皆さんからも御納得いただけるんでないかと、理解してもらえるんでないかというふうに判断して、今回提案した次第でございます。

ただやっぱり、無償化することで市民の皆さんに間違ったメッセージっていいですか、男鹿は何と裕福なんだと、じゃあ男鹿はもう大丈夫だなといった、そうした誤解を招くようなメッセージだったら、これはうまくありません。ましてや、庁内ではですね、やっぱり庁内に向けては、何でも無償化することがイコールサービスだと、こういうふうなことになるば、これは、さっき議員からもありましたように我々幹部職員、特にそういうことはないんだと、そうではないんだという真意をしっかりと伝えることが必要だろうなと思ってございます。

議論の進め方に関しても苦言をいただきました。おっしゃるとおりだと思います。事はやっぱり財政運営の基本、市の様々な事業・施策の基本姿勢に関わることでございますので、その額の多寡ではなく、やはり軽々に判断するようなものではないとい

うことで非常に反省してございます。今後このようなことのないように、部長からも話ありましたけども、しっかりと全員協議会等を通じて幅広く議員の意見を伺いながら、しっかりと対話のキャッチボールしながら、丁寧な上にも丁寧に議論を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

私からは以上であります。

○副議長（船木正博） さらに質疑ありませんか。

○13番（三浦利通議員） ありがとうございます。終わります。

○副議長（船木正博） 13番三浦利通議員の質疑を終結いたします。

次に、4番安田健次郎議員の発言を許します。4番安田議員

○4番（安田健次郎議員） 今回の議案の中で、65号、国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ちょっと中身が私のみ込めないで、その点を中心に少し教えていただきたいという質問をしたいと思います。

で、なぜこの改正する理由がね、ここに、虚偽の申告を戒めるというような中身のようなんですけれども、で、るる今までだと、まあ虚偽の届出をした場合は、いろんな規定によって返還を求めるって書いてあるんですけども、非常にこれを要約したような形で、虚偽の届出をした場合においては、その者を10万円以下の過料に処すると。ある意味では非常に厳しいんですけども、この理由、何かどういうことなのかね、中身を聞かせていただければありがたいなと思うんです。なぜ、このいわゆる12月2日から、いわゆる私はちらっとなぜ質問するかってもう一つの理由は、昨日も議論したようにマイナ保険証の絡みじゃないかなっていうことで危惧してるんで聞くんですけども、単なる健康保険の罰則規定を変更するんだとすれば、12月2日でなくともいいんですけども、なぜ12月2日以降なのかっていうと、やっぱりマイナ保険証に関わりあるんじゃないかなっていうことで、なぜこの今までの規定を、10万円を取られる、その虚偽の届出をするのかっていうことについて、もう少し詳しく教えていただければありがたいなと思うんです。

で、今までだと返還を求められて、これに応じない場合っていうことなんだけども、ここの虚偽の届出ってというのは具体的にどういう問題があるのか。これもどう想定してるのかお知らせ願いたいなと思うんです。

で、要はマイナ保険証のために、保険証推進のためのこの中身なのかどうか、そこ

も確認しておきたいと思いますので、お知らせ願えればありがたいと思います。

以上です。

○副議長（船木正博） 田村市民福祉部長

【市民福祉部長 田村力 登壇】

○市民福祉部長（田村力） 安田議員の御質問にお答えいたします。

まず今回の改正の理由といいますか、それはやはりマイナ保険証の導入に伴う改正でございます。で、こちらの条例のほう、もともと国民健康保険法、そちらのほうの条文を引用した形の条文となってございます。それで大本の国民健康保険法の中で、その保険証に係る部分、そちらの部分が削除、削除といいますか、マイナ保険証の導入に伴いまして保険証というものがなくなるということで、大本の健康保険法でその条文がなくなっておりますので、それに伴いまして本市の条例のその部分も削除する、そういった形の今回の条例改正となります。

それで、その虚偽の届出という部分でございますけれども、そもそもこちらの過料の条例で定めている根拠としましては、国民健康保険法の第127条の中で、それぞれこういった規定に応じない者に対しては10万円以下の過料を科する規定を設けることができるという、市町村ができるという、そういった法令に基づいての条文となります。それで虚偽の届出といいますと、例えば資格が変更になっても届けてないとか、いずれそういった部分で、本人が正しい資格を届けてないという、そういった場合、虚偽の届出、そういったことに当たるかと思われます。それで、返還については、そもそもの被保険者証がなくなりますので、その部分は条文としてカットする、そういった内容の今回の条例改正ということでございます。

以上でございます。

○副議長（船木正博） 再質疑ありませんか。4番安田議員

○4番（安田健次郎議員） よく分かりました。結局、二つあるんだけど、一つは、マイナ保険証に代わるための改正なんだということをこの場で話したんで、これは私どうしても容認できないわけだけでも、その二つ目の資格の変更した場合と、これもいわゆるマイナ保険証の中での資格の変更っていうのはどういうふうなことなのかね、ちょっとよく分からなかったんだけど、マイナ保険証になってからの資格の変更というのもあり得るのか。ここら辺はどう解釈すればいいのか、ちょっと分から

ないけども、そこだけ教えてください。

○副議長（船木正博） 田村市民福祉部長

【市民福祉部長 田村力 登壇】

○市民福祉部長（田村力） マイナ保険証においても資格変わるときは変わりますので、そういったことでの届出の必要ということとなります。

以上でございます。

○副議長（船木正博） さらに質疑ありませんか。4番安田議員

○4番（安田健次郎議員） 資格の変更って、マイナ保険証以外の資格の変更っていうのはどういうことなんですか。そこよく分からない。資格の変更ってどういう意味なのか。資格証明に変わるのか、前の保険証に変わってもいいのか、変わるのか。資格の変更って、マイナ保険証になればあとそれだけでないの。

○副議長（船木正博） 田村市民福祉部長

【市民福祉部長 田村力 登壇】

○市民福祉部長（田村力） お答えいたします。

例えば国保から社会保険に移動するとか、そういった場合もございますし、まあそういったことの資格の変更、そういったことでございます。

○副議長（船木正博） 4番安田健次郎議員の質疑を終結いたします。

○4番（安田健次郎議員） 終わります。

○副議長（船木正博） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。1番吉田清孝議員

○1番（吉田清孝議員） 三浦議員の質疑のやり取りを聞きながら、若干質問したいなということでもあります。

総務企画部長ね、例えば、このたび4億数千万で斎場が改修されました。そしてこれ条例見ると11月1日からという中で、先ほどの答弁の中で、いつから検討され、そしてこういう決定をされたのか。まあ副市長の答弁も伺った中で、議会とのキャッチボールという中で、政策決定、重要な政策決定というものを今組織的にどういうふうにか、前、私がこうっていうのは、庁議とかいろんな中で政策決定という場があったわけでありましてけども、まあトップダウンなのか、ちょっと答弁を聞くと、担当課から上がってきた段階でこうだと。そこがね、ちょっと分からない部分があった

ので、その事実関係というか、事実というかね、どういう形でいろいろ今まで検討され、こうだなというその経緯といいますかね、そういう部分についてお聞かせいただければなと思っております。

それから、市長にお伺いしますけれども、先ほど三浦議員に対する市長も答弁をしたような感じでありましたので、一つ私お伺いしたいのは、市長は経営、民間感覚で仕事をすると。普通ね、この4億数千万をかけて新しくして、大体、まあどのぐらいかかるっていうかね、そのトータル的に20年もつから、例えば減価償却でいくと15年なら15年だという中で、収入が幾ら入って、そしてこうだということであれば、まあ5万円もらわないととても間に合わないのかなと、分からないけども、今まで1万円でこういうことでこうだという、普通ね、こういう非常に微妙な感覚で、幾らかかるかっていう部分、幾ら負担していただければなという部分っていうのは、なかなか計算機を置いてやるべきものではないと思いつつですよ、この今回非常に新しくいろんな部分でかけた中で、なおかつゼロ円にするというその部分で、何かその民間感覚でいつも話しているのとはちょっと違うのではないかなという感じをするわけでありましてけれども、そこあたりのね、こういう決定をされたという中で、まあお話がありましたらお聞かせ願いたいなという感じをするわけでありまして。まあそのあたりをお聞かせください。

○副議長（船木正博） 暫時休憩します。

午前10時55分 休 憩

午前10時55分 再 開

○副議長（船木正博） 再開します。

鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） お答えします。

今回の件の検討時期でございますが、最終的に決定されたのが今年7月29日の庁議において決定されました。で、この検討、部内では昨年度から検討されていたようですけれども、本格的に庁内で検討が始まったのは今年度に入ってからということでございます。

○副議長（船木正博） 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 答弁の機会を与えていただき、ありがとうございます。

私、日頃役所にいて言うことは、市長も副市長も何年かでいなくなる人だと。あなた方が役人の矜持を持って、市長が代わろうと副市長が代わろうと、このことはやっていくと、そういうきちっと自分たちの理念を持ってやってくれと、考え方をきちっと持ってやってくれと、そういう話をしております。そして先週、誘致企業の県の表彰がありました。男鹿がこの先ずっとないんです、50年表彰が。ほかのまちにはあります。本当に、私が50年後に、何だあのときの市長は何もやってなかったと、そういうこと言われないうちに、もう一度頑張らなきゃ駄目だなという思いを持っています。男鹿はやっぱり旧日鉱に依存し過ぎたと、それから、県の企業局でやった有料道路、それによって観光の振興に依存し過ぎたと、そういうことを感じてます。

今議員から民間感覚ということを言われましたけども、そのことを非常に私も意識してやってるつもりです。役所は、いつも言うように、役人は施しはうまいと。けども、入ってくるのをどうするんだと。出ずるを制して入るを量ると。その入るのが下手なので、そのことを今議員が指摘されたんだと思います。

今回のことと通ずるか、ちょっと話は無理があるかもしれませんが、私は商売の基本はサービスがファーストだと。サービスをきちっとやってれば、利益は後からついてくるんだと。そのことの理念を持っています。今回のことに関しては、るる副市長も話したようなそういう経緯があって、この結果に合意形成しました。私は今男鹿が、生まれるほう、生のほうが非常に大事だということで取り組んできてますけども、私は死のほうも大事だと、死後のことも大事なんだと、そのことを考えないとうまくないと思ってます。

例えば、私がいつも言うように、安全寺のなまはげは戻りなまはげといいます。男鹿じゅうを回って山に帰っていくと。最後に山に帰っていくのが安全寺のなまはげで、戻りなまはげという。そのなまはげは、春になると自分たちが開墾した田んぼを見守りに、今度は田の神様として里に下りてくると。何を言いたいかっていうと、親から子へ、子から孫へと、祖先から代々つないで自分たちの土地を守ってきたと、そういう文化を守ってきた。そのことが非常に大事なんだということを思っています。

今回のこのことを起点にして、もう一度、やっぱり自分たち生きてる者もいい生き方をしようと、もっと、今の生き方が、人生は短いんだから、いい生き方をして、子々孫々にこの男鹿をつないでいこうと、そういう思いをもう一度持つことが大事なんじゃないかなということを思っています。

昨日も話しましたが、一般質問の中で公園をどうするんだっていう議論がありました。ああいうこと一つとっても、自分たちが住んでるその土地をどうしていくんだと、住民参加でもっといろんなことを考えていかなきゃ駄目だろうと。そういう意味では、なまはげがやっぱり大きな切り口になるんです。自分たちの親祖先が残してくれた伝統文化を守っていくと。そのことの話合いの場、話題提供というかね、そういうことをやっていくためにも、なまはげは大事です。だから、ああいう公園とかもね、そういう一つの中に入るんだろうと思います。

それから、男鹿市役所の前に「月に向かって」というモニュメントがあります。あれは、未来の子どもたち、過去の人たち、そして現在の私たちが一緒に月に向かって寒風山に浮かんだ船をこいでいこうというやつです。だからその一体感が非常に大事なんですよね。

そしてまた、非認知能力の質問も出ました。あのことも、やっぱり子どもたちに、自分たちの住んでるところはいいところなんだと、なまはげの文化というのほうをつかないと、思いやりがあると、温かさがあるんだと、そういうことを再認識してもらうための非認知能力を育むために、なまはげの里フィロソフィということが非常に大事なんだということを思ってます。

子育て環境日本一は、高齢者にも優しいまちです。何とかもう一度みんながね、いい生き方をして、いいものを子孫に残していくと、そういう考え方が大事なので、もう一度そのことを考えるいいきっかけになるように、いつも言うようにオール男鹿でね、市民も、そして企業の人たちも、もう一度いい男鹿をつくるんだと、私たちは、死後生っていうのがあるかどうか分からないですけども、死後の生があるかどうか分からないけども、やっぱり俺たちの先祖はいい生き方をしてきたんだと、そういうことを考えるいいきっかけになると。そのことが大きな起爆剤になれば、死後生のことをよく考えて、いい生き方をしていくんだと。みんなで力を合わせてやっていければ、結果的に経済効果にもつながっていけるんじゃないかなと。今の子ども・子育て

と同じように、死後の生き方も非常に大事だということを皆さんにお伝えしたい。何とか一度しかない人生をね、いい生き方をしていくんだと。なまはげの里フィロソフィを学んで、私たちの住んでる男鹿はいいところなんだということをもう一度考えて、いい生き方をして子孫にいいものを残していきたいと、そういうことを考えるいいきっかけになればいいと思います。何とかそういう情報発信は役所が下手なので、皆さんと一緒にね、この火葬場の無料化というのはそういう意味合いもあるんだと、そういうことを、地域活性化のために自分の住んでいるところをもう一度考える、そういういいきっかけだと、そういうつもりで上程してますので、何とか皆さん、委員会で再度またよく検討してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（船木正博） 再質疑ありませんか。1番吉田清孝議員

○1番（吉田清孝議員） 私、ここで市長からの哲学等やる能力もないし、あれなんです。私はね、聞いたのは、いわゆる民間企業の経営感覚、それは何が心配だかっていうのが人口減少に伴うね、その財政。非常にね、5年先、10年先、いろんなことを考えると大変なんでないかなという中で、そこをきちっとやっていくための部分での、この4億数千万かかったばかりの、そして非常にリニューアルしてかけた中で、このゼロ円にするということが、私は今哲学でゼロ円にしたのかどうかあれだけでも、経営というものを、民間経営という中で市長がいつも言ってる部分で、どうこの市役所のあれを経営していこうとしてるのかなと。なるほど、18億、20億という今ね、私、コロナのお金でそれね、いろんなことをやってよ、まあ20億前後というか、そういう財調があるけれども、市長の哲学じゃなくて経営ということを頭に入れたときに、非常に心配なこといっぱいありませんか。病院のことで、いろんな中で、ちょっと何かあればおかしくなるのではないかなという中で、この自然減700人か何ぼかこれから減っていく中でよ、この非常に何百万もというかね、そしてまた、今、他市町村との広域だとかいろんな中でよ、ほかから、もしかしたら5万円くらいもらわなきゃいけねえやつを、ゼロにするからただにしたからよかったすべみたいなそのレベルではないのではないかなといった部分で、市長の言う民間感覚の経営というものをどう考えてるのかなというのがね、その哲学とは違う部分で私は現実をどう見ているのかなというね、そこがちょっと忘れてるのではないかなという感じがするわけです。

今、船越の入り口の部分でね、ガソリンスタンドもなくなりました。日産自動車もいなくなりました。あそこね、今一番華やかなのは、それはいとくがあったりね、あれだけど、まだパチンコ屋はいなくなりません。いなくなってもらいたい、パチンコ屋いなくなればいいなと思ってるけども、まず私の感覚ね。けどもね、あそこ行ってみれば分かるでしょう。スタンドなくなって、それからね、アクアというね。そこに今、男鹿工業もなくなりますよ。いや要するに、今、企業は移動してますよ、男鹿から。男鹿っていうか船越のあそこでさえも。そういうのを現実に見てると非常に厳しいというふうに受け止めるわけで、そこがね、私は市長が民間経営を、民間側から来て話してたことと、私は今の答弁、哲学はここでは私はそういう高い認識は持っていないので、そこをね、経営というものをどういうふうに考えておられるのか。そこをちょっとお聞かせください。

○副議長（船木正博） 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 私は、高い哲学も持ってないです。大事なことは、今、さっきも言ったように、サービスがファーストだと。きちっとサービスをやっていくと、それに伴ったいろんないい成果が出てくると。この場合、年間400万かそのぐらいの投資になるわけですけども、それ以上の成果があるんだと、そういうことを思ってます。

そして、私が言った、なまはげの里フィロソフィ、そのことをね、全市民に、全ての経営者につながることであって、何とか、あまりそういうこと言うと嫌われるかと思って言わなかったんですけども、やっぱりやらないとうまくない。やっぱり民間から協力をいただかないと、いろんな行政が進められない。そのためには、理念を持って、やっぱり地域のために頑張っていくんだと、そういう企業が多くなるとうまくないんです。自分のことだけ考えて金もうけでやっていくと、それでは20年は続いても30年続かない。まず基本的にきちっと朝礼をやると。それからあいさつ運動をやっていくと。それは、金にはならないけども、そのことが必ず経済に結びついていくと、そのことを私は確信してます。何十年も経営をやってきて、挨拶と掃除が大事なんです。だからそのことは直接金には結びつかないけども、そのことをきちっとやっていくことが大事なことであって、今回のこの火葬場の無償化についても、私は

その大きな理念を進めていくいい機会だと思ってます。私は声を大きくして、民間の事業者、市民に対して、何とか火葬場も無償にすると、何とか皆さんいい生き方をし、男鹿市全体のオール男鹿で何とかこの男鹿を盛り上げていこうと、その一つになってベクトルを合わせていくことが非常に大事なことだと思ってます。それ以上の経済効果が出ると思ったから、このことを結論、上程したということなので、どうか御理解をお願いします。

○副議長（船木正博） 鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） すいません、先ほど庁議の日程について答弁しましたけれども、7月23日と申しましたが、正しくは7月29日でしたので、おわびして訂正いたします。

○副議長（船木正博） さらに質疑ありませんか。1番吉田議員

○1番（吉田清孝議員） 市長の答弁を聞くと、私、理解ができません。私、その経営、多分市長、民間感覚、私もそれを素直に受け止めて、民間感覚、経営感覚という中で、私はそれ数字化、数値化、まあそういう中で、極めて民間の企業でも営業と経理、経理をきちっとこうだといった部分の数値化しながら、いわゆる採算が合うか合わないかとかいう中で、いろいろ事業展開なり、いろんなことをする、いわゆるそういう意味での経営感覚、民間企業の出身である市長のあれだ、そういうふうを受け止めておりましたけれども、まあ今答弁されたいろんな数字にはどういうふうに出てくるのかなというのが理解ができません。私はできないです。ここ5年、10年でも、まずどういう、まあ何の成果なのか、そのことが市民の皆さんから見た中でね。私はやっぱり数字というものをきちんと把握しながら行財政運営というのはあるべきではないかなということを述べて、私の質問を終わります。

○市長（菅原広二） はい、議長。

○1番（吉田清孝議員） いいですよ、答弁。

○市長（菅原広二） やらせてくださいよ。

○1番（吉田清孝議員） いいです。

○副議長（船木正博） やるっていうので。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 私の言い方が悪いと思ってます。数字が大事です。コックピットの、航空機の運転席に座ってるように、常に計器を見ながら経営をしていくと。数字を見ながら経営していくと、そのことは大事です。けども、私が尊敬する稲盛さんに言わせれば、人生、仕事の結果は、「能力」掛ける「熱意」掛ける「物の考え方」です。熱意は人の何倍もある。能力も何倍も違う。けども、考え方が悪いとマイナスに出るんです。だから私が言ってるのは、その理念のところを言ってるんです。だから誠実に生きていくと。世のため、人のためになるかと。市民のためになるかと。そのことが大事だということを言ってるんであって、大きな理念のことを言ってます。だから数字に関しては、1年ごとではちょっと出せないかもしれないですけども、長い目で見ると、うまくやっていけると。そしてまた、議員はいろいろ不満なことを言いましたけども、私は市長になって、この8年間で、自分ではいろんな反省すべきことも多いですけども、それなりの成果は出してるつもりです。そのことは皆さんに何度も言ってるので言いませんけども、それなりの成果は出して、男鹿が変わってきていると思います。それは議員の皆さんと、それから市役所のみんなと、市民の皆さんの御協力っていうか、支援があってやってきたことですから、私一人でやってきたことでないですけども、方向的には私は間違っていないと思ってます。

以上です。

○副議長（船木正博） 1番吉田清孝議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（船木正博） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第63号から第68号までについては、御配付しております議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会設置、付託

○副議長（船木正博） 日程第2、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16名で構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（船木正博） 御異議なしと認めます。よって、予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

さらにお諮りいたします。議案第69号及び第70号については、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（船木正博） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号及び第70号については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第3 決算特別委員会設置、付託

○副議長（船木正博） 日程第3、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第58号から第62号までについては、委員会条例第6条の規定に基づき、委員会選出監査委員を除く議員15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（船木正博） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号から第62号までについては、議会選出監査委員を除く議員15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、決算特別委員会は、9月12日、午前10時より議事堂に招集いたします。
以上、告知いたします。

休会の件

○副議長（船木正博） 以上で本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。9月11日から24日までは議事の都合により休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（船木正博） 御異議なしと認めます。よって、9月11日から24日までは

議事の都合により休会とし、９月２５日、午後２時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前１１時１９分 散 会

議 案 付 託 一 覧 表

教育厚生委員会

- 議案第 6 3 号 男鹿市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 4 号 男鹿市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 5 号 男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 6 号 男鹿市斎場条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 7 号 男鹿市保育園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 8 号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

予算特別委員会

- 議案第 6 9 号 令和 6 年度男鹿市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 7 0 号 令和 6 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 1 号）について

決算特別委員会

- 議案第 5 8 号 令和 5 年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 9 号 令和 5 年度男鹿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 0 号 令和 5 年度男鹿市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 1 号 令和 5 年度男鹿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 2 号 令和 5 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

